

2008年12月17日

千葉大学  
職員課長 殿

待遇改善等に関する協議の申し入れ（2008年12月12日付）への  
協議項目追加

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一

先日お届けした「待遇改善等に関する協議の申し入れ」（2008年12月12日付）に、以下の協議項目を追加いたします。

記

現行の再雇用制度では、原則週32時間以下の勤務であり、時間給は再雇用時の職種、俸給表区分に応じて定められた俸給月額及び地域手当を基礎として算出された額で、期末・勤勉手当は支給されないことから、勤務時間が最高の32時間勤務であっても年収は現在の約1/4ほどになってしまい、民間との格差も大きく、年金を加えた額でも、生活費を大幅に切りつめても生活ができるか否かの金額となってしまいます。このような千葉大学の現行の再雇用制度は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の第一条～第四条に照らして、不十分であり、再雇用職員のモチベーションの維持や賃金に対する納得性を高めるために、俸給表区分の俸給月額を見直し、改善することが必要ですが、この点に関する検討状況をお聞かせ下さい。

以上